

新型コロナウイルス感染症の感染疑い のある利用者・事業所が発生した場合 の業務と支援

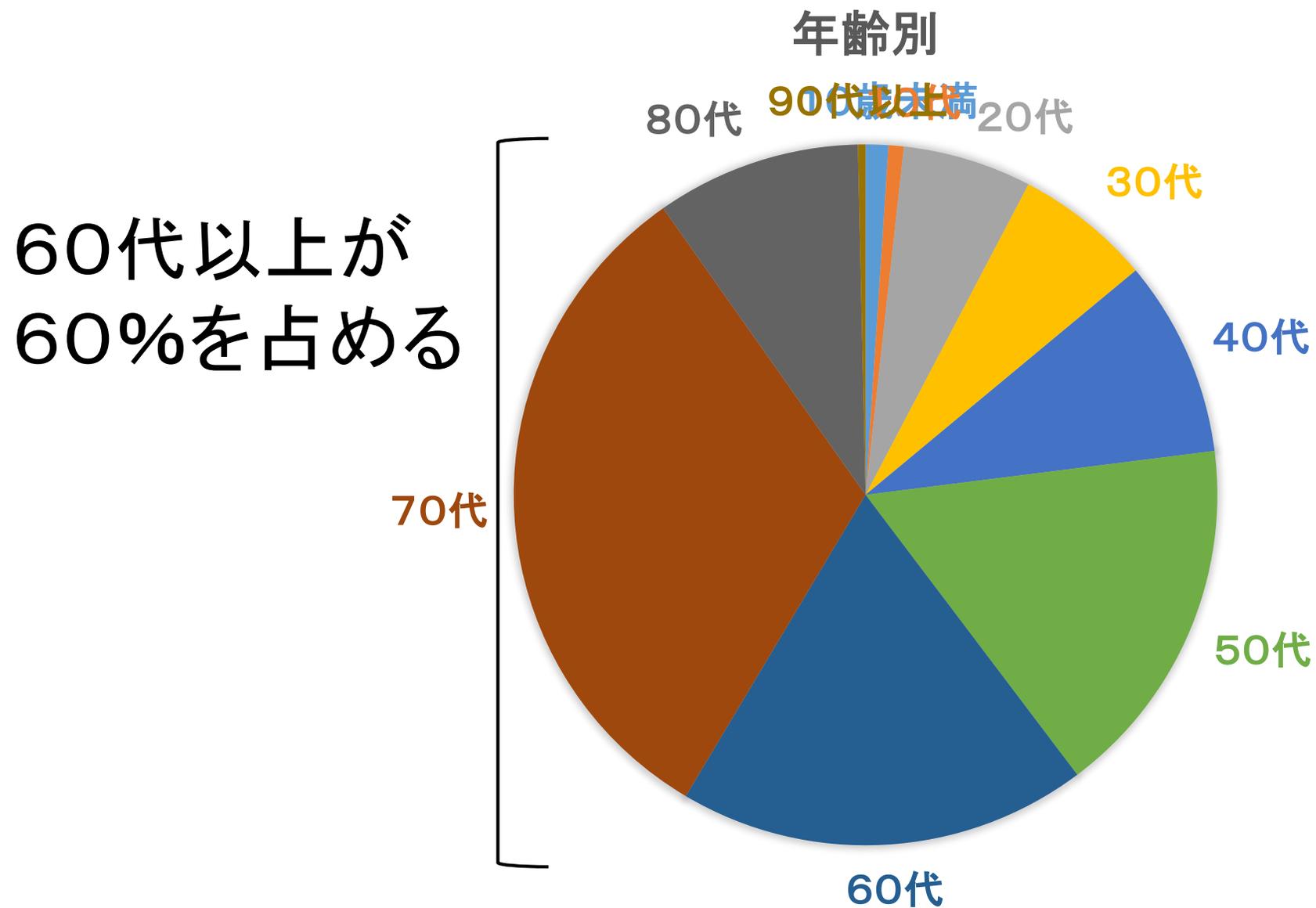
令和2年3月30日

ケアマネ経営研究会

株式会社日本高齢支援センター

戸田正雄

新型コロナウイルス感染症・年齢階層別感染の割合



感染症発生動向調査及び積極的疫学調査により報告された新型コロナウイルス感染症確定症例287例の記述疫学(2020年3月9日現在)
国立感染症研究所より

新型コロナウイルス感染症・性別感染の割合・症状別の割合

| | 性別 | 例数 |
|--------------------|----|-----|
| 症状の割合 | 男性 | 159 |
| | 女性 | 128 |
| 発熱188例/287例(66%) | | |
| 咳180例/287例(63%) | | |
| 肺炎121例/194例(62%) | | |
| 全身倦怠感79例/195例(41%) | | |

症状
発熱・セキ・だるさ

新型コロナウイルス感染症における利用者支援 事前の準備

在宅診療の医療機関
訪問看護ステーション
入院医療機関

利用者受診
医療機関

利用者の状
況把握

検温の依頼

感染リスクの判定

利用の介護サービス事業所
同居者

新型コロナウイルス感染症 利用者に感染の疑い(感染)が発生

行うことは
2つ

治療

連絡・協力要請

在宅診療の医療機関
訪問看護ステーション
入院の医療機関

帰国者・感染者相談センター

感染拡大防止

連絡

保健所

関係・利用の介護サービス事業所

接触可能のある近隣住民・友人・知人

事務連絡
令和2年3月22日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年2月17日各都道府県衛生主管部（局）宛健康局結核感染症課事務連絡）により周知したところです。

同周知の考え方について下記のとおり補足いたしますので、内容を御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安として、「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方」「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方」を挙げていますが、両方の条件がそろわないと相談できないと受け止められているのではないかとの声もあります。これら2条件がともにそろった方ではなく、どちらかの条件にあてはまる方には、帰国者・接触者相談センターまで御相談いただき、帰国者・接触者外来への受診調整を行う等の対応をお願い

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安について」
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・事務連絡令和2年3月22日

帰国者・感染者相談センター

相談・受信

受診の目安

発熱(37.5度以上)がある
だるさがある・息苦しさがある
いずれかがあるとき

事務連絡
令和2年3月22日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年2月17日各都道府県衛生主管部（局）宛健康局結核感染症課事務連絡）により周知したところです。

同周知の考え方について下記のとおり補足いたしますので、内容を御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 「高齢者」などの重症化しやすいの方々については、「2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談」としてしています。これは2日程度続くまで待っていたきたいという趣旨ではないので、たとえ2日程度続いていなくても、相談のあった状況に応じて柔軟な対応をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安について」

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・事務連絡令和2年3月22日

帰国者・感染者相談センター

相談・受信

高齢者受診の目安
発熱(37.5度以上)がある
だるさがある・息苦しさがある
いずれかがあるとき
重症化しやすい**高齢者では**
2日程度続いていなくとも
相談の状況により柔軟な対応

「社会福祉施設等(通所・短期入所等)において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」 事務連絡令和2年3月6日・令和2年3月19日発出介護保険最新情報Vol.791所蔵

社会福祉施設等(通所・短期入所等)において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

ディサービスなどで感染が疑われる利用者が発生した場合 ディサービスなどは情報共有、報告を管理者、利用者の主治医、 居宅介護支援事業所に行う 報告を受けた居宅介護支援事業所は保健所と相談し生活に必要なサービスを確保する

アセスメントに基づき

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等(通所・短期入所等に限り)の利用者等(当該施設等の利用者及び職員をいう。)であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度)続いている者又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者をいう。

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

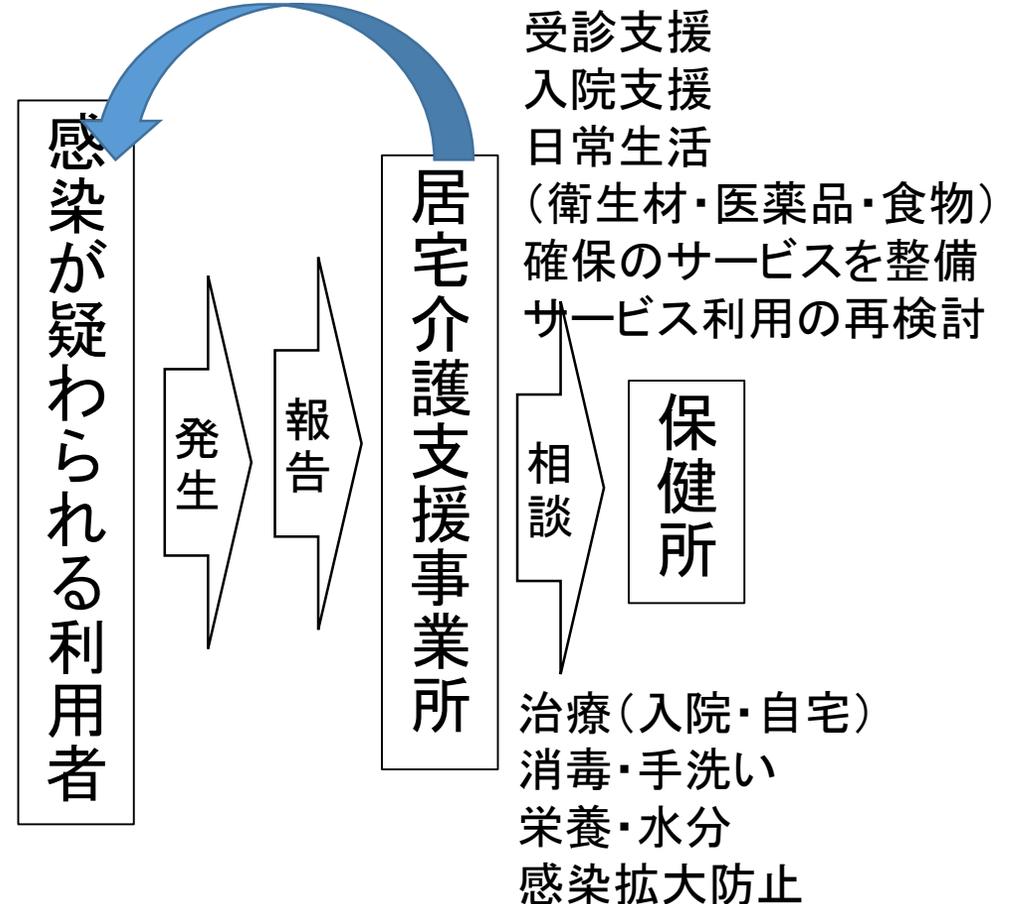
また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。



新型コロナウイルス感染症

事業者職員に感染の疑い(感染)が発生

行うことは
2つ

情報収集・確認

事業所

感染対策の確認
濃厚接触可能者の特定
感染した者が介護していた利用者の特定

利用者

(告知)・症状観察

感染拡大防止

利用者

濃厚接触可能者の特定

自事業所

濃厚接触可能者の特定

新型コロナウイルス感染症

自事業者職員に感染の疑い(感染)が発生

行うことは
2つ

情報収集・共有

感染の
疑い

対象者の勤務停止・出勤停止
保健所・保険者に報告
検査の実施・治療
濃厚接触可能者の特定

感染拡大防止

利用者

告知・症状観察
濃厚接触可能者の特定

他事業所

告知
濃厚接触可能者の特定

自事業者職員に感染の疑い(感染) 発生時の経営上の対応

業務・出勤停止

有給
業務命令

報告

検査治療

2週間の隔離

事業継承・資金

雇用継続
休業補償
資金調達・融資